

部品脱落に関する報告件数について

*本邦の運航者（下記注 1 参照）が整備点検等において航空機の部品の脱落を確認したもの。

	航空法第 111 条の 4 に 基づくもの 面積が 1000cm ² 以上 又は重量が 1kg 以上		航空法第 134 条に基づくもの (左記、航空法 111 条の 4 に 基づく報告を除く。) 面積が 100cm ² 以上又は重量が 200g 以上(非金属) or 100g 以 上(金属) 上記にかかわらず、長さ 100cm 以上のラバーシール・ライト類 の全損		航空法 111 条の 4 及び 134 条に基づく報告 の合計	
	全件数	(注 3)	全件数	(注 3)	全件数	(注 3)
平成 21 年度	21	(9)	48	(37)	69	(46)
平成 22 年度	7	(4)	46	(37)	53	(41)
平成 23 年度	7	(5)	53	(42)	60	(47)
平成 24 年度	11	(8)	50	(43)	61	(51)
平成 25 年度	1	(1)	55	(44)	56	(45)
平成 26 年度	6	(3)	46	(40)	52	(43)
平成 27 年度	5	(2)	49	(43)	54	(45)
平成 28 年度 (注 2)	6	(4)	26	(24)	32	(28)
合計	64	(36)	373	(310)	437	(346)

(注 1) 航空法第 111 条の 4 に基づくものは本邦航空運送事業者、航空法第 134 条に基づくものは最大離陸重量が 5,700kg を超える飛行機又は最大離陸重量が 3,175kg を超える回転翼航空機を運航する者からの報告を集計したもの。

(注 2) 平成 28 年度については、4 月 1 日から 10 月 30 日を対象期間とする。

(注 3) タイヤ表面のはがれ等を除いた件数。